

第四十八回国 参議院建設委員会會議録第十七号

昭和四十年四月二十七日(火曜日)
午前十一時二分開会

委員の異動

四月十四日

辞任

塩見 俊二君

古池 信三君

北口 龍徳君

四月二十日

辞任

田上 松衛君

四月二十一日

辞任

向井 長年君

四月二十二日

辞任

高橋文五郎君

四月二十四日

辞任

河野 謙三君

四月二十六日

辞任

増原 恵吉君

村上 春蔵君

出席者は左のとおり。

理事

委員

補欠選任

田中 清一君

増原 恵吉君

村上 春蔵君

補欠選任

向井 長年君

補欠選任

高橋文五郎君

田上 松衛君

補欠選任

河野 謙三君

補欠選任

高橋文五郎君

補欠選任

小林 英三君

岸田 幸雄君

補欠選任

川野 三曉君

熊谷太三郎君

瀬谷 英行君

小山邦太郎君

政府委員

首都圏整備委員

首都圏整備局長

首都圏整備委員

首都圏整備委員

首都圏整備委員

首都圏整備委員

首都圏整備委員

首都圏整備委員

首都圏整備委員

首都圏整備委員

首都圏整備委員

首都圏整備委員

首都圏整備委員

首都圏整備委員

首都圏整備委員

首都圏整備委員

首都圏整備委員

首都圏整備委員

首都圏整備委員

首都圏整備委員

首都圏整備委員

首都圏整備委員

首都圏整備委員

首都圏整備委員

首都圏整備委員

首都圏整備委員

首都圏整備委員

首都圏整備委員

首都圏整備委員

首都圏整備委員

首都圏整備委員

首都圏整備委員

首都圏整備委員

高橋文五郎君

田中 一君

白木義一郎君

田上 松衛君

村上 義一君

小西 則良君

吉田 伸一君

富田 龍彦君

中島 博君

博君

博君

博君

博君

博君

博君

博君

博君

博君

博君

博君

博君

博君

博君

博君

博君

博君

博君

博君

博君

博君

博君

博君

博君

博君

た。御紹介いたします。(拍手)

○理事(瀬谷英行君) 首都圏整備法及び首都圏市街地開発区域整備法の一部を改正する法律案を議題といたします。

前日に引き続き質疑を行ないます。御質疑のある方は、順次御発言を願います。

○田中一君 提出された資料について説明をお願いします。

○政府委員(小西則良君) この前の委員会でご求めいただきました首都圏整備に関する四十年度の事業費を提出したわけでございますが、順序を追って大体御説明申し上げます。

一ページ目は、義務教育施設の整備事業でございますが、全体の予算としてはここに示した数字のとおりでございますけれども、各県の予算といましては、整備をやる施設の面積はわかっておりますけれども、まだ予算的にははつきり固まっていないうことでございます。

それから公共住宅の整備事業でございますが、これも各県に対しては戸数はきまっておりますけれども、予算的にははつきりまだ固まっていないうことでございます。

それから三番目の公共空地整備事業でございますが、国営公園につきましては、ここに一億四千万円というところで、それから補助につきましては四千七百二十万円、これは一応国営公園と補助事業というところでございまして、既成市街地と市街地開発区域の各地区ごとにはまだ予算がはつきりいたしておらないのでございます。

それから道路整備事業でございますが、一般道路、これが国道直轄改修費と国道改修費補助となっておりまして、これは、在来の一級国道と二級国道との区別でございまして、主要なものが、そこに、直轄改修費といましては、主要なものを事業内容に書いております。それから国道改修費補助につきましては、着工いたします線につきましては、そこにあげておるわけでございまして、それから地方道の改修費補助、これはまだ路線ごとにはつきりしておらないのでございまして、路線としては五十三路線、それから街路事業、街路事業も個所的にははつきりあれておりませんけれども、号線といましては、ここに書いてあるとおりな決定を見ておるのでございまして、それから土地地区画整理事業の補助というものでございまして、この三十七個所という予算をここにあげておるのでございます。

それから有料道路といましては、日本道路公団のやりまして東名と中央道路その他京浜、京葉、これらを合わせまして四百五十六億二千七百万円という数字になっております。首都高速道路公団におきましては、これはまあ首都圏内だけの問題でございますので、予算としてははつきりしておる数字でございます。

それから都市改造事業及び市街地改造事業でございますが、この項目は、整備事業としてこういう項目をあげておりますので、特にここに書いてございまして、これは、先ほど申し上げました四ページの街路事業費と土地地区画整理事業というところに入ってくる数字でございます。

それから河川整備事業でございますが、直轄河川と補助河川ということで、中小河川、それに小規模河川と隅田川に対する汚濁、東京湾の高潮工事というものも河川ということをやっておりますので、それらの四十年度の予算をここに計上したわけでございまして、

それから港湾事業も、整備事業としてあがっております四十年度の予算を、東京港、千葉港、横須賀港ということに計上したわけでございまして、

それから地下高速鉄道整備事業でござい
ます。これは帝都高速交通営団のやつて
いる仕事と東京都地下鉄というものを分
かれております。それの各建設路線とい
うものを事業内容としてあげてございま
す。

それから下水道及び清掃施設整備事業
でございまして、これも全体のワケとし
ては四十一億九千万円ということになり
ますが、各既成市街地あるいは東京都部
というふうな区分けはまだはっきりいた
しておらないのでございまして、次の清
掃施設の整備事業についても同じことと
ございまして。

工業用水道事業費の補助といたしまし
て二十億一千万円、これも事業内容とい
たしましては四千万円を計画いたしてお
るのでございまして。

それから水資源開発公団事業、これは
総額百六十六億八千万円と、事業内容
といたしましては、矢木沢、下久保ダム
、その他合計七項目となりまして、これ
らのものを計画いたしておるのでござ
いまして。

それから日本住宅公団施行事業でござ
いまして、これは、市街地開発区域にお
きまして、造成計画といたしましては、鹿
沼、伊勢崎地区に六億三千二百万円と、
それから住宅用地造成計画というものは、
全国分はわかっておりますが、この中に
鹿沼、伊勢崎地区が入っておりますこと
になっております。それから継続事業とい
たしましては、全国分だけわかっており
ますが、首都圏の区域内におきましては、
継続として、その「継続施行地区」とい
うところに書いております。川越、狭山、
土浦、外西相地区まで八地区を首都圏
内においては施行することになっており
ます。それから住宅用地造成計画という
のは、全国分がわかっております。それ
から市街地開発区域というものは、予
定しておる地区がございまして、市街
地開発区域と首都圏内だけは、まだ幾
らというところまではまいっておりま
せん。

それから「首都圏における工業団地開
発について」という表は、三十七年にお
きまして首都圏一都

七県の工業出荷額は六兆九千九百八十
億円で、全国対比が三四%に達して
おりますが、業種別には、機械、電気機
器、輸送機器、精密機器、金属、化学、
食料品が多く、今後とも、こうした内
陸型の工場は、首都圏域のような大都市
の周辺地域に集積するものと考えられ
ると、さらに、首都圏域のうち、比較
的既成市街地に近い近郊部分においては、
家具、印刷等の都市型工業や機械、金
属等の工業地帯の関連型の工業の立地
が多い。首都圏整備計画では、こうした
工業立地の趨勢及び業種特性に着目し
て、適正な立地の誘導をはかりつつ、所
定の人口を定着させるため、工業団地
開発事業を進めていくわけでございま
す。なお、近郊部分については、今後本
法律の制定を待って、審議会等にはかり
、整備計画を策定し、具体的に決定して
ゆきたい、かように考えておるのでござ
いまして。

それから市街地開発区域の進捗状況で
ございまして、これは現在指定されてお
る地区は十八地区の十一月指定したば
かりでございまして、現在の整備計画の
立案にかかっておるところでございませ
ん。もう二カ月くらいすれば整備計画も
大体できるかと思っております。それで、
指定十八地区のうち三カ所は、この中か
ら抜けておるのでございまして、あつて
ありますのは、十五地区だけの過去の案
績をここにあげたわけでございまして。
少しこれについて詳しく申し上げますと、
次のページの最後にあります、この十五
地区でいままで立地いたしました工場の
数が四百六十七と、こういうことにな
っております。全体の工業団地の面積とい
いますか、計画的に考えておる面積は、
二ページの最初の欄に工業団地面積とい
う欄がございまして、その計のところに、
二千三百六十三万坪という計画を持っ
ておるのでございまして。このうち住宅
公団なりあるいは地方公共団体等で、団
地の造成を実施いたすという計画を立て
ておるのは、千四百七十三万坪という
ことと、その千四百七十三万坪のうち、そ

次の欄に造成完了面積というのがござ
いまして、この欄の一番下にあります千
四十三万坪という数字が完了した面積で
ございまして。このうち、処分済み面積
というものがその次の欄にございまして、
その処分済み面積が九百四十九万四千
坪というところになっておまして、工場
団地造成のうち、次の終りから二番目の
欄の完了面積というのがございまして、
四百三十万坪がまだ工事が完了して
おらないということになっております。そ
れで、でき上がった千四十三万坪のうち、
処分せられていない面積が、終りから三
番目の欄にありまして、未処分面積九
十三万六千坪ということとございませ
ん。結局、でき上がった面積の千四十三
万坪に對して九百四十九万四千坪とい
うのが処分し、工場が立地しておると
いう面積になっておるのでございませ
ん。

市街地開発区域に対する進捗状況とし
て、ただいま御説明申し上げたのでござ
いまして、全体の工場の数の四百六十七
というのを申し上げました。その内容が、
この最後の表でございまして。

それから一番終わりの紙がこの市街地
開発区域の整備事業の進捗状況という
ものを示しているのございまして、この
市街地開発区域というものが、逐次指
定してございまして、計画も、三十六
年から四十一年までの分、三十八年か
ら四十一年、三十九年から四十五年の
分というふうに分かれておるのでござ
いまして、総体的にという御説明は、ま
ことしにいたしてございまして、一応
現在持っております事業費、この十五
地区につきまして千五百七十億、こう
いうことになったのございまして。四
十五年までの計画の千五百七十億の
うち、いままで、三十九年度までに
やりました事業費が四百七十三億とい
う、大体三割という数字になっておる
のでございまして。

それから終りから二枚目の紙でござ
いまして、五カ年計画というふうな話
がございまして、道路につきましても、
河川につきましても、新しい五カ年計
画が、いま作成といひますか、基本が
できまし

た。詳細につきましては、この七月ない
し八月ころまでは、詳細にきまってくる
ことのように見えておりますので、こ
ちらの整備計画もその中に新しく入
り込んで、整備計画というものを立て
直さなければならぬ、こういう段階に
きております。

それで御参考までに、その趣旨とし
て、重要幹線道路の現況というものと
整備の目標といたしまして、ここに
あげたのでございまして、一般道路
といひましては、元の一般国道、これ
が現在八七%の進捗率になってござ
いまして、大体の構想としては、現在
四十三年度末までは完成の予定、そ
れから元二級国道につきましては、四
十五年度完成予定、地方道につきま
しても四十五年度までは大体のところ
完了していきたい、こういう大まかな
現在方針で、これが七、八月ころま
では、個所的にはっきり計画を立てて
いく、こういうことにならうかと思
います。

それから高速道路につきましては、中
央自動車道と東名高速道路。中央道に
つきましては、四十二年度完成予定、
東名高速道路につきましては、四十
三年度の完成予定、こういうことで
計画を立てておるのでございまして。
大体提出の資料につきまして御説明
申し上げます。

○田中一君 この中に公共空地とい
うのがありますが、これは広場ですか、
それともどういう性格になってござ
いますか、この空地というものは、
公園、緑地というふうなことになる
かと思ひます。

○政府委員(小西則良君) 公共空地
と申しますのは、公園、緑地という
ふうなことになるかと思ひます。

○田中一君 終戦直後に定められた
東京都の都市部、既成市街地という
のですか、この緑地帯はどういう扱
い方をしておるのですか。これはち
よっと小西君に聞くのは、うまいが
悪いの、わかぬ、わかぬ、わかぬ、
わかぬ、非常に困るんだけれども、
だれかいないかな、答弁ができる
人。

○政府委員(小西則良君) この問題
につきましまして

は、都市計画関係者を長くやっております。第一部長が詳しくおっしゃるので、第一部長から御説明させていただきます。

○政府委員(吉田伸一君) お答えいたします。終戦直後に特別都市計画法で東京都に緑地地域と云うのを指定いたしました。その当時の指定面積は約一万八千ヘクタールございました。で、御承知のように建設率一割ということで、これは極力市街化を抑制すべきところということで指導してまいりました。その緑地地域の周辺に、まあ首都圏といたしましては、近郊地帯という構想をもって、緑地地域と同様な考え方のもとに、グリーン・ベルトを回して、都市の既成市街地の無秩序な膨張発展を抑制しようとしてまいりました。指定されたのが、たしか緑地地域は二十三年だったと思います。その後、非常に首都市の発展力が強く、そのために逐次後退を重ねております。で、最終的には、一万八千ヘクタールが九千ヘクタールに都市計画を変更いたしました。変更修正をいたしております。で、現在残っております緑地地域の面積は、したがって九千ヘクタールでございますが、これもまあなかなか現状を申し上げると、個々の個人の住宅の建築をする場合に、一割というものが必ずしも守られていないところもあるという状況でございます。

○田中一君 ですから、守られていないところもあるというのはいくらですか。

○政府委員(吉田伸一君) 実はまあ合法的に破ることができているわけでございます。と申しますのは、建設率一割、最初はまだ一割の建設率を守って建築出願をして家を建てても、その後の土地の分譲は禁止することができませんものですか、余った土地を売ると、そこにまたそれを限度として一割建つというようなこともできますもので、そういう面で一割がかなりくずれてきつてあるところもあると、こういう意味でございます。

○田中一君 そうすると現在、私なんかの見方では、九千ヘクタールというものがもうないということをおっしゃった方が当たっているのでしょうか。

○政府委員(吉田伸一君) まあしかしながら、ヘリコプターあたりで上空から見ますと、まだかなりやはり緑地地域に指定されたところの空地というものは残されておる現状でございます。蚕食はされておりますけれども、かなり残っておる状況でございます。

○田中一君 それは、経済的に使いものにならないところが残っているものであって、経済的に有利な地帯は、全部いま君が言っているように蚕食されているはずだと思うのです。目的は何か。グリーン・ベルトをつくった目的は何かという、終戦後の将来の過大化を防止するための措置であって、それが一万八千ヘクタールから半分に減り、半分が一体実情はどのくらいになっておりますか。経済的な価値はないところ、いつまでいたって開発——開発というところは、そのまま残されるのはあたりまえのことなんですよ、この自由経済の世の中じゃね。だから、私いまでは——これ建設大臣に聞きますけれども、もう緑地地帯、グリーン・ベルトという構想は捨てているのじゃないですか。私は、首都圏の皆さん方に、これだけ広範囲になって行政区域の問題を一つ一つ取り上げて質問するのは非常に酷だと思ふから聞きかねる点がたくさんあるのですけれども、しかし、実際にあなた方が、こういう青写真を持ち出して、これを四十年の予算案の上においてやるのでございます、これを実行するのでございませう、ということをおっしゃると、やはりそれに対する質疑をなさなければならぬわけなんです。で、ここに言いたいのは、首都圏がどのように各省に、各省の行政部門に分かれておる。予算をここに拾い上げて、魂ありません。魂も、意思もなければ何もありません。ただ拾い上げておるのです。それが正しいか、正しくないかは、これは論外です。ただ、数字を拾い上げて、これを説明されて、われわれはその数字によって首都圏の青写真を頭に描いているわけなんです。

です。だから、ぼくはあまりこまかい問題についての質問は酷だと言ふんですけれども、このままの形で各行政部門ごとに、権限の違う地方公共団体等がそれぞれ行なうとしている意図というものは、その区域だけのことをするにとどまらなくて、決して埼玉県は茨城県の方針で考えておらぬわけですか。埼玉県は埼玉県の方針で進んでおります。それを調整するのは首都圏の役目であらうと思うのですが、首都圏そのものが予算に対するチェックをするというような権限がない限り、これはもういまのような魂の入らない数字の羅列になってくるわけなんです。これじゃ、首都圏というものはほんとに国民のためにならなくなっているんです。これは首都圏という全体を言っているんです。だから、こいつはまあまあやんなさいと言つて済ませれば一番いいんです。おやんなさいよ。どうなるかしらね。まあまあひとつの試みだ、実際としてやるならやってみなさいというところにならざるを得ないのです。私は、まあ近畿圏の——近畿圏という一つの大きな行政面の構想がこの国会の当初に提案されるんではなからうかというようなことを期待しておったのですが、これはまあ東京都はじめ各——自治省がおそらく反対したんでしょう、これは実現しなかった。ということになると、これはなほどうも質問をするのに、のれんに腕押しのような形でもって答えがないわけなんです。近畿圏整備法の出るときにも、これも同じことです。から、ずいぶんしつこく聞いております。また、衆議院におけるところの審議を見ても、各委員は自分の選挙区の問題については、近畿圏という全体的なことよりもその部門に対しては猛烈な質問をして、これはしてくれなくちゃ困る、こういうようなことを言つて質疑をかわしているのを議事録で見てもおもしろい。幸い衆議院の建設委員会では、そうした個人的なプレーがないから全体的な問題に対して私がこういう質問をするわけなんですけれども、何かこれは方法を考えなければ、一体

どんなものができ上がるのか、だれもこれを的確に把握するものはないと思うんです。この間も言っているように、専任の担当閣僚大臣などができて、これが内閣がどう変わらうと、これに取組んで十年でも十五年でもほんとうにこの完成を目ざしていくというような、あらゆる権限を持つ部署ができなければ、これは完成するものじゃないです。また、われわれは意見を言っておるんです。まあ、ぼくばかり自分の意見を言つたんじゃないけれども、人口問題をどう考えているかということですね。私は、厚生省が三十八年に発表した人口問題研究所の統計を拝見しました。これは、大昭和七十四年ごろには人口増のピークになるだろうと、現在の社会保障制度、医療関係その他の、全部社会保障制度というものをフックターとして考えてみると、大体その辺がピークなんです。あとは漸減するんじゃないかというような統計を発表しております。私は、各産業構造の配置あるいは増減等を考慮する行政というものを考えるならば、この人口問題というものを考えずには、首都圏なんというところも考えられないんです。これは人間が配置するんです。そしてその時期には労働人口というものが極減するんです。幼児の死亡率、老齢の死亡率というものは減つてきて、労働人口というものはうんと減つてくるんです。その場合、一体どうするかというところ、首都圏としては考えなければならぬと思うんです。近畿圏がやたらに開発すればいいというものではない。近畿圏にしても、首都圏にしても、まあ首都圏の場合は近畿圏と違って後進地域が入っていないからまだいいと思ふかもしれませんが、人口の推移とか産業の再配置とかいう問題以前の労働人口というものをどう把握しているかという事です。主として東京都の既成市街地にある八百万からの人口というものは、これは生産者以外の者のほうが多いんじゃないかと思ふんです。生産人口じゃないかと思ふんです。これを考えますと、そういう根本的な首都圏における十年、二十年あとの青写真を——まあ五十年でもいいで

です。だから、ぼくはあまりこまかい問題についての質問は酷だと言ふんですけれども、このままの形で各行政部門ごとに、権限の違う地方公共団体等がそれぞれ行なうとしている意図というものは、その区域だけのことをするにとどまらなくて、決して埼玉県は茨城県の方針で考えておらぬわけですか。埼玉県は埼玉県の方針で進んでおります。それを調整するのは首都圏の役目であらうと思うのですが、首都圏そのものが予算に対するチェックをするというような権限がない限り、これはもういまのような魂の入らない数字の羅列になってくるわけなんです。これじゃ、首都圏というものはほんとに国民のためにならなくなっているんです。これは首都圏という全体を言っているんです。だから、こいつはまあまあやんなさいと言つて済ませれば一番いいんです。おやんなさいよ。どうなるかしらね。まあまあひとつの試みだ、実際としてやるならやってみなさいというところにならざるを得ないのです。私は、まあ近畿圏の——近畿圏という一つの大きな行政面の構想がこの国会の当初に提案されるんではなからうかというようなことを期待しておったのですが、これはまあ東京都はじめ各——自治省がおそらく反対したんでしょう、これは実現しなかった。ということになると、これはなほどうも質問をするのに、のれんに腕押しのような形でもって答えがないわけなんです。近畿圏整備法の出るときにも、これも同じことです。から、ずいぶんしつこく聞いております。また、衆議院におけるところの審議を見ても、各委員は自分の選挙区の問題については、近畿圏という全体的なことよりもその部門に対しては猛烈な質問をして、これはしてくれなくちゃ困る、こういうようなことを言つて質疑をかわしているのを議事録で見てもおもしろい。幸い衆議院の建設委員会では、そうした個人的なプレーがないから全体的な問題に対して私がこういう質問をするわけなんですけれども、何かこれは方法を考えなければ、一体

です。だから、ぼくはあまりこまかい問題についての質問は酷だと言ふんですけれども、このままの形で各行政部門ごとに、権限の違う地方公共団体等がそれぞれ行なうとしている意図というものは、その区域だけのことをするにとどまらなくて、決して埼玉県は茨城県の方針で考えておらぬわけですか。埼玉県は埼玉県の方針で進んでおります。それを調整するのは首都圏の役目であらうと思うのですが、首都圏そのものが予算に対するチェックをするというような権限がない限り、これはもういまのような魂の入らない数字の羅列になってくるわけなんです。これじゃ、首都圏というものはほんとに国民のためにならなくなっているんです。これは首都圏という全体を言っているんです。だから、こいつはまあまあやんなさいと言つて済ませれば一番いいんです。おやんなさいよ。どうなるかしらね。まあまあひとつの試みだ、実際としてやるならやってみなさいというところにならざるを得ないのです。私は、まあ近畿圏の——近畿圏という一つの大きな行政面の構想がこの国会の当初に提案されるんではなからうかというようなことを期待しておったのですが、これはまあ東京都はじめ各——自治省がおそらく反対したんでしょう、これは実現しなかった。ということになると、これはなほどうも質問をするのに、のれんに腕押しのような形でもって答えがないわけなんです。近畿圏整備法の出るときにも、これも同じことです。から、ずいぶんしつこく聞いております。また、衆議院におけるところの審議を見ても、各委員は自分の選挙区の問題については、近畿圏という全体的なことよりもその部門に対しては猛烈な質問をして、これはしてくれなくちゃ困る、こういうようなことを言つて質疑をかわしているのを議事録で見てもおもしろい。幸い衆議院の建設委員会では、そうした個人的なプレーがないから全体的な問題に対して私がこういう質問をするわけなんですけれども、何かこれは方法を考えなければ、一体

です。だから、ぼくはあまりこまかい問題についての質問は酷だと言ふんですけれども、このままの形で各行政部門ごとに、権限の違う地方公共団体等がそれぞれ行なうとしている意図というものは、その区域だけのことをするにとどまらなくて、決して埼玉県は茨城県の方針で考えておらぬわけですか。埼玉県は埼玉県の方針で進んでおります。それを調整するのは首都圏の役目であらうと思うのですが、首都圏そのものが予算に対するチェックをするというような権限がない限り、これはもういまのような魂の入らない数字の羅列になってくるわけなんです。これじゃ、首都圏というものはほんとに国民のためにならなくなっているんです。これは首都圏という全体を言っているんです。だから、こいつはまあまあやんなさいと言つて済ませれば一番いいんです。おやんなさいよ。どうなるかしらね。まあまあひとつの試みだ、実際としてやるならやってみなさいというところにならざるを得ないのです。私は、まあ近畿圏の——近畿圏という一つの大きな行政面の構想がこの国会の当初に提案されるんではなからうかというようなことを期待しておったのですが、これはまあ東京都はじめ各——自治省がおそらく反対したんでしょう、これは実現しなかった。ということになると、これはなほどうも質問をするのに、のれんに腕押しのような形でもって答えがないわけなんです。近畿圏整備法の出るときにも、これも同じことです。から、ずいぶんしつこく聞いております。また、衆議院におけるところの審議を見ても、各委員は自分の選挙区の問題については、近畿圏という全体的なことよりもその部門に対しては猛烈な質問をして、これはしてくれなくちゃ困る、こういうようなことを言つて質疑をかわしているのを議事録で見てもおもしろい。幸い衆議院の建設委員会では、そうした個人的なプレーがないから全体的な問題に対して私がこういう質問をするわけなんですけれども、何かこれは方法を考えなければ、一体

です。だから、ぼくはあまりこまかい問題についての質問は酷だと言ふんですけれども、このままの形で各行政部門ごとに、権限の違う地方公共団体等がそれぞれ行なうとしている意図というものは、その区域だけのことをするにとどまらなくて、決して埼玉県は茨城県の方針で考えておらぬわけですか。埼玉県は埼玉県の方針で進んでおります。それを調整するのは首都圏の役目であらうと思うのですが、首都圏そのものが予算に対するチェックをするというような権限がない限り、これはもういまのような魂の入らない数字の羅列になってくるわけなんです。これじゃ、首都圏というものはほんとに国民のためにならなくなっているんです。これは首都圏という全体を言っているんです。だから、こいつはまあまあやんなさいと言つて済ませれば一番いいんです。おやんなさいよ。どうなるかしらね。まあまあひとつの試みだ、実際としてやるならやってみなさいというところにならざるを得ないのです。私は、まあ近畿圏の——近畿圏という一つの大きな行政面の構想がこの国会の当初に提案されるんではなからうかというようなことを期待しておったのですが、これはまあ東京都はじめ各——自治省がおそらく反対したんでしょう、これは実現しなかった。ということになると、これはなほどうも質問をするのに、のれんに腕押しのような形でもって答えがないわけなんです。近畿圏整備法の出るときにも、これも同じことです。から、ずいぶんしつこく聞いております。また、衆議院におけるところの審議を見ても、各委員は自分の選挙区の問題については、近畿圏という全体的なことよりもその部門に対しては猛烈な質問をして、これはしてくれなくちゃ困る、こういうようなことを言つて質疑をかわしているのを議事録で見てもおもしろい。幸い衆議院の建設委員会では、そうした個人的なプレーがないから全体的な問題に対して私がこういう質問をするわけなんですけれども、何かこれは方法を考えなければ、一体

です。だから、ぼくはあまりこまかい問題についての質問は酷だと言ふんですけれども、このままの形で各行政部門ごとに、権限の違う地方公共団体等がそれぞれ行なうとしている意図というものは、その区域だけのことをするにとどまらなくて、決して埼玉県は茨城県の方針で考えておらぬわけですか。埼玉県は埼玉県の方針で進んでおります。それを調整するのは首都圏の役目であらうと思うのですが、首都圏そのものが予算に対するチェックをするというような権限がない限り、これはもういまのような魂の入らない数字の羅列になってくるわけなんです。これじゃ、首都圏というものはほんとに国民のためにならなくなっているんです。これは首都圏という全体を言っているんです。だから、こいつはまあまあやんなさいと言つて済ませれば一番いいんです。おやんなさいよ。どうなるかしらね。まあまあひとつの試みだ、実際としてやるならやってみなさいというところにならざるを得ないのです。私は、まあ近畿圏の——近畿圏という一つの大きな行政面の構想がこの国会の当初に提案されるんではなからうかというようなことを期待しておったのですが、これはまあ東京都はじめ各——自治省がおそらく反対したんでしょう、これは実現しなかった。ということになると、これはなほどうも質問をするのに、のれんに腕押しのような形でもって答えがないわけなんです。近畿圏整備法の出るときにも、これも同じことです。から、ずいぶんしつこく聞いております。また、衆議院におけるところの審議を見ても、各委員は自分の選挙区の問題については、近畿圏という全体的なことよりもその部門に対しては猛烈な質問をして、これはしてくれなくちゃ困る、こういうようなことを言つて質疑をかわしているのを議事録で見てもおもしろい。幸い衆議院の建設委員会では、そうした個人的なプレーがないから全体的な問題に対して私がこういう質問をするわけなんですけれども、何かこれは方法を考えなければ、一体

です。だから、ぼくはあまりこまかい問題についての質問は酷だと言ふんですけれども、このままの形で各行政部門ごとに、権限の違う地方公共団体等がそれぞれ行なうとしている意図というものは、その区域だけのことをするにとどまらなくて、決して埼玉県は茨城県の方針で考えておらぬわけですか。埼玉県は埼玉県の方針で進んでおります。それを調整するのは首都圏の役目であらうと思うのですが、首都圏そのものが予算に対するチェックをするというような権限がない限り、これはもういまのような魂の入らない数字の羅列になってくるわけなんです。これじゃ、首都圏というものはほんとに国民のためにならなくなっているんです。これは首都圏という全体を言っているんです。だから、こいつはまあまあやんなさいと言つて済ませれば一番いいんです。おやんなさいよ。どうなるかしらね。まあまあひとつの試みだ、実際としてやるならやってみなさいというところにならざるを得ないのです。私は、まあ近畿圏の——近畿圏という一つの大きな行政面の構想がこの国会の当初に提案されるんではなからうかというようなことを期待しておったのですが、これはまあ東京都はじめ各——自治省がおそらく反対したんでしょう、これは実現しなかった。ということになると、これはなほどうも質問をするのに、のれんに腕押しのような形でもって答えがないわけなんです。近畿圏整備法の出るときにも、これも同じことです。から、ずいぶんしつこく聞いております。また、衆議院におけるところの審議を見ても、各委員は自分の選挙区の問題については、近畿圏という全体的なことよりもその部門に対しては猛烈な質問をして、これはしてくれなくちゃ困る、こういうようなことを言つて質疑をかわしているのを議事録で見てもおもしろい。幸い衆議院の建設委員会では、そうした個人的なプレーがないから全体的な問題に対して私がこういう質問をするわけなんですけれども、何かこれは方法を考えなければ、一体

です。だから、ぼくはあまりこまかい問題についての質問は酷だと言ふんですけれども、このままの形で各行政部門ごとに、権限の違う地方公共団体等がそれぞれ行なうとしている意図というものは、その区域だけのことをするにとどまらなくて、決して埼玉県は茨城県の方針で考えておらぬわけですか。埼玉県は埼玉県の方針で進んでおります。それを調整するのは首都圏の役目であらうと思うのですが、首都圏そのものが予算に対するチェックをするというような権限がない限り、これはもういまのような魂の入らない数字の羅列になってくるわけなんです。これじゃ、首都圏というものはほんとに国民のためにならなくなっているんです。これは首都圏という全体を言っているんです。だから、こいつはまあまあやんなさいと言つて済ませれば一番いいんです。おやんなさいよ。どうなるかしらね。まあまあひとつの試みだ、実際としてやるならやってみなさいというところにならざるを得ないのです。私は、まあ近畿圏の——近畿圏という一つの大きな行政面の構想がこの国会の当初に提案されるんではなからうかというようなことを期待しておったのですが、これはまあ東京都はじめ各——自治省がおそらく反対したんでしょう、これは実現しなかった。ということになると、これはなほどうも質問をするのに、のれんに腕押しのような形でもって答えがないわけなんです。近畿圏整備法の出るときにも、これも同じことです。から、ずいぶんしつこく聞いております。また、衆議院におけるところの審議を見ても、各委員は自分の選挙区の問題については、近畿圏という全体的なことよりもその部門に対しては猛烈な質問をして、これはしてくれなくちゃ困る、こういうようなことを言つて質疑をかわしているのを議事録で見てもおもしろい。幸い衆議院の建設委員会では、そうした個人的なプレーがないから全体的な問題に対して私がこういう質問をするわけなんですけれども、何かこれは方法を考えなければ、一体

す、青写真というものが想定されて、的確な配置のプランがなくちゃならぬと思うんです。かつては五十キロ円の中が首都圏であると言った。今日ではもはや百キロを目途として考える。あるいは今日の自由経済の社会において、工業団地に対してこういう工場が誘致されているというけれども、これはもうかるであろうという想定のもとに入ってくる人たちはなんですか。もうからなければすぐにつぶれていくんです。また、一つの大企業の下に下請企業というものが付随してきているという現象であって、工場団地の造成についても、この表だけではどうもはつきりしないんですがね。私は、いまいろいろ申し上げたいことがたくさんあるんだけれども、この工業団地の中の四百六十七工場というものは、これは資本金別、あるいは資本金五十億以上の会社が幾つあるか、百億以上の会社が幾つあるか、それからこまかくいえば一億以下あるいは一千万以下の工場がどのくらいあるかということが的確にならぬと、これはもうわれわれは何にも頭には掛けない。ただ造成された工場団地に対して、これだけ残っているが少ししかございませんという説明をしたんだと思うけれども、私は、いま土地を買ったって一千坪の土地に百坪の工場だけつくってあと遊ばせておくという工場もあるんです。これは先行投資でなくて

宇地の値上がりを受けている。何年かたてば必ずこれが解除される時期がくる。こういう工場団地の、住宅公団等がやっているものは最高二年だと思ったが、一年以内に工場を建てて、三年か五年……、一年たてばもう売ってもよろしいとなくなっていくんだから、これはいい投資物だ。これも結局飯の需要であり、飯の充足であるわけなんです。だから、それなら問題を法律上からと押えることができるかどうかという問題、せめて——資金の面で押えられない首都圏整備委員会だから、そうした意味の規制という立場でもって、もっと強い意思が織り込まれるものがなくちゃならぬと思うんです。私は、まああまりしゃべってもしょうがないから、この法律案について二、三

伺っておきますが、この法律の二二ページの「低開地城工業開発促進法第五条の規定」という点であります。このうちの——いま言ったのはあとに回します。

七ページの近郊整備地帯の指定ですがね、いままでは関係市町村が、こういう問題を最後の指定の申請をした。今度これが関係都県知事に変わっていくわけですね。これはどういふところから来ているのですか。むろん、これには関係市町村の意見を聞かなければならないということになっておりますけれども、これはどういふ意図から、市町村というものを排除して知事の権限にまかしたかという事です。これは前進であるという考え方のなか、あるいは実際の実情がこのような悪い事例があるからこうするのだということがあつたらば、それを説明していただきたい。

○政府委員(小西則良君) いまの御質問は、地域の都市開発区域とか、近郊整備地帯の指定に、知事というところのようすけれども、ここに書いてあるのは、都市計画として建築基準法の用途地域を指定する場合に、在来が市町村の申し出であったものを知事の申し出にする、こういうことでございます。この都市開発区域とか、この指定というものが、知事の申し出ということではございません。

○政府委員(吉田伸一君) ちょっと、ただいまの局長の御説明に補足いたしますと、田中先生が御指摘になりましたのは、近郊整備地帯なり、今度の都市開発区域が指定されました。その中で建設大臣が、都市計画法に基づいて用途地域を指定する場合に、従来の規定でいきますと、市町村長の申し出に基づいて、建設大臣が指定するわけでございまして、市町村長の申し出でなくて、都道府県知事の申し出に変えたのはなぜか、こういう御質問かと思ひますが、その点を御説明申し上げます。これは、近郊整備地帯なりあるいは都市開発区域、これが指定されますという、その地域の土地利用の構想は、当然首都圏の整備計画として

示されるわけでございます。従来の例で申しますと、都市開発区域の中に含まれる市町村は、大体二ないし三でございます。したがって、その二ないし三を包含したその広い地域において土地の利用の構想が首都圏の計画としてございまして、以上は、その下部のおのの市町村が、かつてに相反する意図に基づいた用途地域を申し出て困りますし、また、A市町村が用途地域を申し出たにもかかわらず、B市町村はいやだと言われ困るわけでございます。そういう首都圏整備の執行を確保するためには、当然上位の計画である首都圏の整備計画としての土地利用の構想がきまりました場合に、その中における用途地域の義務を課したほうがよろしかろうじゃないかというものが、今回の提案の理由でございます。

○田中一君 都市計画法でははつきりと関係市町村ということになっております。どういふ悪い事例があつたんですか、そうしなければならぬという事例が。

○政府委員(吉田伸一君) 別に悪い事例はございません。ただ、ものの考え方として、個々の市町村を包含したより広い地域の土地利用計画というものは、上できましてまいりますので、そのあとでそれを受けて立つところの用途地域の指定については、やはり従来のやり方よりこうしたほうがよからう、こういうことで変えたわけでございます。

の妥当でもって、都市計画法に基づく市町村の権限というものを知事に持ってくるということだけで済むものじゃないんです。もっと強い国の計画というものがなくちゃならぬんです。かりに都道府県の関係知事にしたところが、茨城県の間は決して埼玉県の問題を考慮するはずのものじゃないんですよ。ことに、政党的に自民党と社会党の両派の系統の知事が隣合された場合に、えてしてよくならないんです。実際、対立が出てくるわけなんです。さつきからずっと私おしゃべりしているのも、このように市町村の権限を知事にまかしたからといって、その区域の問題は一応解決、調停ができるかもしれぬけれども、さて今度は都県間の、知事間の問題点というのは解決されないわけなんです。首都圏というこれだけの大きな区域を一つの思想のもとにまとめておこうというならば、国が直接持つということにしないといふ。それくらいの勇気がなくてはこれはだめです。

○政府委員(小西則良君) 田中先生の御意見ももっともでございますが、現在都市計画法によりまして、市町村長の申し出という、その根本の概念といえますか、気持ちというものは、都市計画というものは、一市町村単位というところで実施するというような大体たてまえになってきておりますので、その申し出というものを、市町村長ということにしてあるのだと考えておるのでございます。この際、田中先生のおっしゃいますように、確かに各県間の問題も出てまいりまして、首都圏整備委員会としても、それだけの権限を持ってやれるということは、まことに私たちとしても望むところではございますけれども、一躍なかなかそこまでも行きかねるというようになりますと、四、五カ町村というところで大体単位ができてまいりますので、知事のところで市町村との調整をとって、各市町村の間を関連づけてもらえば、一応現段階においては相当の前進になるんじゃないかというふうなことから、こういう提案をいたした次第でございます。

○田中一君 それは小西君わかるのだよ、君の言うことは、せいぜいそんなものだろうと思うのだよ。それじゃだめだと言っているのだ。

それではもう一つ、四条の「近郊整備地帯内において工業市街地として整備することが適当な区域」というのは、どういう考え方で、どういうものを対象に考えているのか。

○政府委員(小西則良君) 近郊整備地帯におきましては、ある範囲——相当広い範囲に今度なりまして、できるならば、この前も申し上げましたように、工場というものは避けたいという気持ちがございますけれども、しかし、人間生活をやっていく場合に、十分環境を整備するとは言いがたから、やはりその住民というものと直接つながりのある工場、たとえば木工、家具類のようなものですとか、印刷というようなものは、その地区の状況を見まして適当な地区に立地させるということとが、むしろ住民の福祉ということに対して寄与していくのではないかと、いうようなことで、この近郊整備地帯においても工場の立地を考えようという気持ちでおるのでございます。

○田中一君 大体私は、地域社会というものの、その土地の問題、立地の問題で、これは自然の環境をそのまま残すということが一番正しいのだという考え方を持っています。たとえば都市計画法によるところのいろいろな住宅地だ、何だかんだと定めておきます。そして従来にも、戦後の日本の都市計画というものは、大体において自然の環境、いわゆる緑を残そうという思想が貫いてきているのです。私もそれはそれには大賛成なんです。ところが今度は、これはだれかの意思によって、それらのものは工業団地として変貌しているのです。これは非常に危険です。これではまるで首都圏内に日本じゅうの人間は集まってきたというふうな考え方になってきているのです。かつては既成市街地には学校を建ててはいかぬとか、増築してはいかぬとか、工場を建ててはいかぬとかいうような制限が、御承知のように二十三区、川崎、三鷹等がありました。今度は全体の

問題になってくると、全部集まってきたと、工場をどんどん建ててよい、これは非常に危険だと思ふのです。とにかく整備ということ、積極的にか。あるいはよい環境、よい首都というものをつくろうとするところに整備のねらいがあるのか。非常に首都圏整備事業の思想的な矛盾があるのです。これはあなた方は、私が、首都圏問題でもって、できてから十五年くらいたつておりますから、これについて法律改正のそのときどきにくどいように質問をし、意見を述べ、審議をしておりますけれども、一つ一つ拾い上げて読んでいる。ちよとも狂ってないです。あつちからこんな要求が出る、こつちからこつちのものが出たという、それを全部取り上げて首都圏整備事業を考へるのは大きな間違いです。これは一体、適当な区域がどこから出てきたら首都圏はどうなるんですか。

○政府委員(小西則良君) 近郊整備地帯につきましては、緑地の保存というものは最重点を置きまして、この委員会の当初に申し上げましたように、その緑地、現在の近郊地帯を越えて非常に市街化しておるといふこの無秩序な形というものがこのまま放置されまゝと、将来また工業地区その他あとを追って非常にむだな投資をやらなければならぬということ、それらの膨張といふことが、市街化すべきところは市街化するということとで計画的にやる。また一面、冒頭申し上げましたように、緑地の保存、環境整備ということ、先生のおっしゃるとおり、私も真剣に考えておるところでございます。人間がただ集まるということだけでは将来全体が不幸になる、そのために、やはり環境整備、自然環境というのとは、ただだけ保存する、これは先生がおっしゃっておるとおりでございます。私たちも徹底的にその点だけは考へておるところでございます。それで、この法案が御審議願ひまして、採決された場合におきましては、私たちといたしましては、至急に整備計

画を立てまして、その緑地とか空地、保存区域とか、あるいはまた、どうしても市街化というのか、都市化せなければならぬところについて、その区域をきめるとかいうような形で、できるだけの努力はいたしていきたい、かように考へておるのでございます。

○田中一君 過密都市ということばがあります。こつちの考え方は、結局過密都市を新しくつくることなんですよ。私は宅地の造成なんかやめると言いたいです。ことに、住宅の宅地などは当分おやめなさい、十年なら十年おやめなさいと言いたいです。工場についても少くありません。結局、過当競争、自由競争に今日の自由経済の社会においてはなつてきて、だれかの犠牲が出てつづいていくのです。山陽特殊鋼の問題にしても、どの会社でもごらんない。証券市場の第一部に載っている事業でもって増配しているところが一つもございませぬ。全部不当な、過当な設備投資が原因なんです。これは政治として大きな責任があるんです。政治の問題はこゝでは論じません。しかし、こつちの法律ができて、そこにやっぱり集中的に安い土地が手に入るんだ、将来この土地は高く売れるんだ、というので買ひ占めをする。そうして、会社をつくりはしません。工場をつくりはしません。また、かりにつくたとしても、やはり過当競争といふものはふえていく。われわれ国民の消費経済といふものは、こつちの低賃金の中ではある程度限界があるわけですから。テレビにしても、三軒に一台とか五軒に一台とかという普及率になつてきておる。一体何をにつくすのか、何をにつくらそうとおるのか、この工業団地を造成して。

○政府委員(小西則良君) 近郊地帯におきましては、あえてここに工業団地を造成するということは言っていないのでございます。全然工業立地といふものを締め出すということもできないであらうというのを考へまして、ある種の工業といふものは最小限度に、いまの工業等制限法というふうな形において締め出すというものではないといふ

う気持ちでここに提案している次第でございます。

○田中一君 締め出すんではないという考え方が間違ひだと言いたいです。締め出すというのです。国民所得の地域格差が激しくなるからこゝへ工場を持ってこなければならぬんだんといふことは、全体の国の政治の面からは非常に部分的なものなんです。それをそうしなければならぬ要素といふものは、やはり消費経済の問題なんです。国民の消費経済はそんなに伸びておらないですよ。さつき言ったように、証券市場の一部に載っているところのことの配当率、株の値下がりといふものを一べん読んでごらんない。したがって、新しい工業団地とか工業地区とか工業宅地とかいふものの造成をおやめなさいと言ひたい。これは非常に極論するわけですよ、私は、やめていただきたい。宅地造成は中止しないと言ひたいです。かつては私は、宅地造成しなければならぬ時期じゃないかといふことを主張したこととございまして。いまの段階では、おやめなさいと言ひたいです。私はこつちの考え方が、いわゆるいま小西局長が言っているように、既成市街地において新産その他の都市における制限と同じような制限をするものじゃございませぬ、来るものはいらつしやい、こつちの言っている。これはある面からいへば、新産都市等の面から見れば、地域格差をなくするためにこつちのことを言っている。しかし、かつてのように、農村労働力といふものは工場労働に転換する時期はもう終わったんです。吸収する時期は終わったんです。今日、日本どこでも中学生の労働力吸収なんといふことは絶無ですよ。五島列島へ行つてごらんない。五島列島は人口がだんだん減つております。中学卒業生の九割は、身体障害者以外の卒業生は全部島から出て既成工場に吸収されておるんです。農業化学薬品が発達したから、もはや農村における余剰人口といふものはなくなつたはずですよ。その時期はありました、余つた時期が。二男三男対策といふものはあつた。いまはないんです。枯渇しているん

です。いいですか、人間があるいは商品が、一つの、セメントの例をとりますと、高知でできるセメントが東北に流れ込んで、東北のセメントが九州に流れ込むという。こうした事態は、いまセメント協会等が中心になって——まあ独禁法にひっかかってくと私は思うんですがね——交流している。これはむだなんです。その地域において消費される生産というものはこれは望ましいのです。そこにやはり地域格差というものが縮まることになるのです、高い商品を買わずに済みますから。ところが、日本の今日の経済の現況というものとは何かというと、そうした片身のものじゃなくして、両方バランスをとって運賃をかせぐという運送屋もあれば、中間で消える、剰余金ロスになる個所というものは相当大きいんです。それが国民生活に大きな悪い影響をもたらしているんです。だから何をやってこうとするのか、こういうものををつくらせて。やはりこの地区にはかくかくのものを持つんだという思想的な一つの大きな背景を持つなら別に反対するものじゃございませぬ。これなら利益があるだろう、金があるからだろうという考え方一つでもってそれらの工場をつくることは、今日の日本の経済力からいって、消費経済の面からいって、余るばかりです、商品が。何をやるのか。余るばかりです。それはあなたの方知っているはずですよ。たとえば電気器具の問題にいたしましても、売れないですよ。そうした面を考えて、そうして首都圏全体の経済というものを考えながら確固たる方針というものが出てくるならいざ知らず、手直し程度のもので閉めたものを広げてみようとか何とかいうことでは、ほんとうに首都圏内におけるところの誇れる整備事業ということにはならないわけですよ。むだな投資です。こんなことを言っているのとまたもっと大きな力を持つ首都圏整備委員会になりなさいということに結局なってしまうのですが、私は、こういうことだって、まあやっぱりやってこらんないということでもって済ます以外になくなっちゃう。小山君ここへ出てきたが——私は

小山君に聞くのはいやなんだ。一言も返事できせんよ。ほくに質問されたら一言も言えないんです。まあ小西君、君はいやな役割りになったけれども、これはひとつよく考えてもらわなければならぬと思うんですよ。

それからもう一つは、さっき言った三十三条の問題です。ちょっとこれ説明してくださいよ。

○政府委員(吉田伸一君) 御説明申し上げます。三十三条の二の地方税の不均一課税に伴う措置について御説明申し上げます。

この条文は、実は同様な趣旨の条文がすでに近畿圏の整備法のほうに、たしかこの前の国会でございまして、挿入されたものでございまして、首都圏にはいまだなかったものでございまして、で、内容は、従来の市街地開発区域、今度の都市開発区域におきまして工業団地造成事業が行なわれ、そこに東京の企業が疎開をするわけでございしますが、その企業を誘致するために、従来、公営団地造成事業をやりましてところの市町村が、固定資産税なり、それから、その府県が、不動産取得税なりを減免をいたしておるわけでございしますが、その減免をいたした場合の補てん措置がなかったわけでございまして。それをこの条文によりまして、そういう減免をした場合に、国が地方交付税法の規定によりまして、減収ワケを補てんするという趣旨の改正条文でございます。

○田中一君 そこで、ますます低開発地域における工場誘致あるいは開発というものを目的として助成しているということになる、そういうわけですね。助成しているというわけです。これは、その地方税の面から見て、その部分に対しては、助成という形でもって一応見られておいて、よい解決法だと思ふかもしれないけれども、私が先ほどからる言っている、いたずらに工場等を誘致することのほうが多くの間違ひを犯すということを指摘しているのです。したがって、こうした措置が、全国的に見た場合に、どう考えるか。やはり格差を増大することになるのです。その地域はよろしい。しかし、全国的に見た場合には、不均一な

ものにならざるを得ないわけですね。これなんかも、先ほどから言っている一貫したあなたの方の思想なんですね。近畿圏の場合には、これは政府提案であつたか、それとも議員の修正であつたものですか、どっちだったかな、これは。

○政府委員(吉田伸一君) 政府提案でございます。

○田中一君 そうすると、いままですうした減免措置がとられなかった場合の地域の——地域というか、行政庁の損害というものは、どれくらいあったか。損害というか——損害じゃないんだ、自分が好きで呼んだのだから。どれくらいあったか、首都圏では。首都圏がで上がったから十五年になりますか、十五年間にどれくらい、そういうもので地方庁が負担をしているかという点です。

○政府委員(吉田伸一君) この法律の条文によりますと、大体、企業は減税措置をしましてから三カ年分の固定資産税の補てんをする、こういう形になっておりますが、従来、指定されております十五の市街地開発区域の中で、相当部分の市町村が減税措置をやっております、すでにもう、三カ年といひますか——大体、企業は、誘致する場合には三カ年くらいは減税をやっております。もう期間が過ぎて、減税措置をやめちゃったところもありますが、まだやっているとところもございまして。過去の実際の減収額、これはまだ算出しておりませんけれども、この法案を提出するにあたりまして、かりにこれが適用された場合に、幾ばくの減収になって、国が幾ばくの補てんをするかという一応の試算でございまして、大体、国の補てんすべき要補てん額は、年間十六億円程度ということになると思われまして。

○田中一君 全国的に見た場合には、これはやはり格差が生ずるわけですね。たとえ十六億という、たいした金じゃないにしてもですよ。従来、支払ったものはどれくらいありますか、首都圏内で。この十六億というのは、三年間でございまして。

○政府委員(吉田伸一君) 一年間でございまして。

○田中一君 従来負担している、補てんしなかった分ですね、それはどのくらいありますか。

○政府委員(吉田伸一君) 概算でございまして、約三十億程度でございます。

○田中一君 そうすると、相当大幅に工場誘致等を行なうという意図が明らかにしておるわけですね。従来、十五年たつて三十億というものが減収になっているのだというならば、四十年間で十六億の金を出すということは、相当大幅に工場誘致をするのだという意図が明らかになったわけなんです。きょうは、もう時間が時間ですから、ひとつこの次までに、どういう工場を——先ほど要求した資料と一緒に、この「首都圏における工業団地開発について」という資料の一番おしまいの三ページに、産業別の指定がしてありますが、どの地区にどういうものを想定しているかというものがあつたはずなんです。これをひとつ資料として出していただきたい。

○政府委員(吉田伸一君) もちろん、いま申し上げた数字は、一応の推定でございまして、団地を造成いたしました際に、どういう企業が来るか、これはまだ現在のところ想定がつきませんもので、それから、一応過去の実際の、実際に徴収して、たとえば、この総和地区で十八万坪の団地を造成しました、そこにどれだけの企業がいった、その固定資産税の減免額がどうであつた、したがって、今後、十八万坪が、何万坪か将来計画造成しました場合には、大体その比率で企業が来ると見た場合に、おおよそそういうことになるかという作業ならできまして、そういう資料を御提出したいと思ひます。

○田中一君 いま、その程度でしよう。けっこうです。そこで、それを出してもらおうと同時に、その工場の労働源というものは、どこでどう求めるか、あるいは全部合理化されて機械化されるのだということなのか。その産業によつては、いろいろあると思うのです。この労働力の面、労働源というものは、これは開発の一つのなんですから、遊休労働力があつていなければ、これは明らか

間に関連して御質問いたしますけれども、先ほどの第四条の工業市街地として整備することが適当な区域とか、あるいは発展させることが適当な市街地開発区域というのがありましたが、これらの決定は、どういう方法で決定をするのか。市街地としての条件というのは、どういう点が条件になるのか。地元の陳情等があれば、それに基づいて指定をしようというようにすることになるのかどうか。それから、その工業市街地と指定をした場合の、その周辺における宅地とか、あるいは労働力の問題はどのようにして認定をするのかといったような点について、ちょっとお伺いしたいと思うのですが。

○理事(瀧谷英行君) 手続上の点は一応わかりま
すけれども、事実上の問題としては、結局、周辺
にまだ土地があいているといったようなところが、
指定をする場合、条件になるといったようなこと
になるのじゃないですか。その点どうでしょう。

○政府委員(吉田伸一君) まず土地が得られやす
いということが第一条件であります。それから、
土地が得られても、高い土地では、やはりそれを
造成する原価が高くなりますと工場が来にくくな
るので、わりに安く手に入るところ、それから水
も、工事用水等にも困らない、それから交通も、
整備すればいい、そういった観点、それから先ほ

四月十六日本委員会に左の案件を付託された。

一、「不動産の鑑定評価に関する法律」附則第十四項改正等に関する請願（第一七〇五号）

第一七〇五号 昭和四十年四月八日受理

「不動産の鑑定評価に関する法律」附則第十四項改正等に関する請願

請願者 大阪市北区天満橋筋一ノ三九 下
湯柴之助

紹介議員 植木 光教君

不動産の鑑定評価に関する法律のよりよき運営を

理 由

一、昨年実施された第一回不動産鑑定士、補特別試験には、従来から永年不動産の鑑定評価を実際に行なつていた者のほとんどが不合格になり、この中には永年不動産鑑定人として諸官庁から鑑定を受命していた者が多数あるので、諸官庁では実務処理上相当支障をきたしている。

なお、本法律によれば本年四月から営業を中止しなければならぬという重大な事態となる。

公認会計士法や建築士法では、従来から業務を行なつてきた者に対しては暫定措置として施行後数年間は一定の業務を行なわせている。

二、永年の実務経験者のほとんどが不合格になつた原因は、従来一般に経験的に採用してきた鑑定評価の諸方式並びに手法がにわかには鑑定評価基準にとけこめず、ために基準への切替えが

相當おくれたことにある。

三、従来の加算点数は、特別試験という経過措置置きの趣旨から考えても十分な考慮が払われていないものであり、事実永年の経験者に対する措置としては、あまりにも少なすぎる。

四、不動産の鑑定評価の実務は、不動産の鑑定評価基準にもみられるように、宅地建物取引業に負うところが多く密接な関連がある。専門職業家として同じ地位にある弁護士が、弁理士、税理士を実務の性格上当然兼業しようと同様に、不動産鑑定士が宅地建物取引業を兼業するのは、むしろ実務上望ましい。

地方住宅供給公社法案

目次

地方住宅供給公社法

第一章 総則（第一条―第七条）

第二章 設立（第八条―第十条）

第三章 役員及び職員（第十一条―第二十条）

第四章 業務（第二十一条―第二十八条）

第五章 財務及び会計（第二十九条―第三十五条）

第六章 解散及び清算（第三十六条―第三十九条）

第七章 監督（第四十条―第四十二条）

第八章 雑則（第四十三条―第四十七条）

第九章 罰則（第四十八条―第五十条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 地方住宅供給公社は、住宅の不足の著しい地域において、住宅を必要とする勤労者の資金を受け入れ、これをその他の資金とあわせて活用して、これらの者に居住環境の良好な集団住宅及びその用に供する宅地を供給し、もつて住民の生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

（法人格）

第二条 地方住宅供給公社（以下「地方公社」という。）は、法人とする。

（名称）

第三条 地方公社は、その名称中に住宅供給公社という文字を用いなければならない。

2 地方公社でない者は、その名称中に住宅供給公社という文字を用いてはならない。

（出資）

第四条 地方公共団体でなければ、地方公社に出

資することができない。

2 設立団体(地方公社)を設立する地方公共団体をいう。以下同じ。は、地方公社の基本財産の額の二分の一以上に相当する資金その他の財産を出資しなければならない。

3 地方公社に出資しようとする地方公共団体は、自治大臣の承認を受けなければならない。

(定款)

第五條 地方公社は、定款をもつて、次の事項を規定しなければならない。

一 目的

二 名称

三 設立団体たる地方公共団体

四 事務所の所在地

五 役員の数、任期その他役員に関する事項

六 業務及びその執行に関する事項

七 基本財産の額その他資産及び会計に関する事項

八 公告の方法

2 定款の変更は、建設大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

(登記)

第六條 地方公社は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(民法の準用)

第七條 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四條及び第五十條の規定は、地方公社に準用する。

第二章 設立

第八條 地方公社は、都道府県又は政令で指定する人口五十万以上の市でなければ、設立することができない。

第九條 地方公社を設立するには、議会の議決を経、かつ、定款及び業務方法書を作成して、建設大臣の認可を受けなければならない。

(成立)

第十條 地方公社は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立する。

第三章 役員及び職員

(役員)

第十一條 地方公社に、役員として、理事長、理事及び監事を置く。

(役員の職務及び権限)

第十二條 理事長は、地方公社を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、定款で定めるところにより、理事長を補佐して地方公社の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行なう。

3 監事は、地方公社の業務を監査する。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は建設大臣若しくは都道府県知事(市が設立した地方公社にあつては市長とし、以下「都道府県知事等」という。)に意見を提出することができる。

(役員の任命)

第十三條 理事長及び監事は、設立団体の長が任命する。

2 理事は、理事長が任命する。

(役員の任期)

第十四條 役員の任期は、四年をこえることができない。

2 役員は、再任されることができない。

(役員の欠格条項)

第十五條 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

一 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて地方公社と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問はず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む)。

二 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問はず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む)。

る名称によるかを問はず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む)。

(役員の解任)

第十六條 設立団体の長又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 設立団体の長又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するときは、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

(代表権の制限)

第十七條 地方公社と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合においては、監事が地方公社を代表する。

(代理人の選任)

第十八條 理事長は、理事又は地方公社の職員のうちから、地方公社の主たる事務所又は従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員の任命)

第十九條 地方公社の職員は、理事長が任命する。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第二十條 役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第四章 業務

第二十一條 地方公社は、第一条の目的を達成するため、住宅の積立分譲及びこれに附帯する業務を行なう。

2 前項の住宅の積立分譲とは、一定の期間内に、一定の金額に達するまで定期に金銭を受

け入れ、その期間満了後、受入額をこえる一定額を代金の一部に充てて住宅及びその敷地を売り渡すことをいうものとし、その受入額をこえる一定額の算出方法については、建設省令で定める。

3 地方公社は、第一条の目的を達成するため、第一項の業務のほか、次の業務の全部又は一部を行なうことができる。

一 住宅の建設、賃貸その他の管理及び譲渡を行なうこと。

二 住宅の用に供する宅地の造成、賃貸その他の管理及び譲渡を行なうこと。

三 市街地において地方公社が行なう住宅の建設と一体として商店、事務所等の用に供する施設の建設を行なうことが適当である場合において、それらの用に供する施設の建設、賃貸その他の管理及び譲渡を行なうこと。

四 住宅の用に供する宅地の造成とあわせて学校、病院、商店等の用に供する宅地の造成を行なうことが適当である場合において、それらの用に供する宅地の造成、賃貸その他の管理及び譲渡を行なうこと。

五 地方公社が賃貸し、又は譲渡する住宅及び地方公社が賃貸し、又は譲渡する宅地に建設される住宅の居住者の利便に供する施設の建設、賃貸その他の管理及び譲渡を行なうこと。

六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行なうこと。

七 水面埋立事業を施行すること。

八 第一項の業務及び前各号に掲げる業務の遂行に支障のない範囲内で、委託により、住宅の建設及び賃貸その他の管理、宅地の造成及び賃貸その他の管理並びに市街地においてみずから又は委託により行なう住宅の建設と一体として建設することが適当である商店、事務所等の用に供する施設及び集団住宅の存する団地の居住者の利便に供する施設の建設及び賃貸その他の管理を行なうこと。

第二十二條 地方公社は、住宅の建設又は宅地の

造成に関する業務を行なうには、勤労者が健康で文化的な生活を営むに足る良好な環境の住宅又は宅地が確保されるように努め、住宅又は宅地の賃貸その他の管理及び譲渡に関する業務を行なうには、住宅を必要とする勤労者の適正な利用が確保され、かつ、賃貸料又は譲渡価格が適正なものとなるように努めなければならない。

(住宅の積立分譲に関する契約)

第二十三条 地方公社は、住宅の積立分譲に関する契約をするには、契約の相手方の資格及び選定方法並びに契約の内容に關し建設省令で定める基準に従つてしなければならない。

2 住宅の積立分譲に関する契約をした者は、その契約の解除により地方公社から受けるべき金額につき地方公社の総財産の上に先取特権を有する。

3 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

(住宅の建設等の基準)

第二十四条 地方公社は、住宅の建設、賃貸その他の管理及び譲渡、宅地の造成、賃貸その他の管理及び譲渡並びに第二十一条第三項第三号及び第五号の施設の建設、賃貸その他の管理及び譲渡を行なうときは、他の法令により特に定められた基準がある場合においてその基準に従うほか、建設省令で定める基準に従つて行なわなければならない。

(業務の委託)

第二十五条 地方公社は、建設省令で定めるところにより、住宅の積立分譲に関する契約に基づく金銭の受入れに関する業務の一部を銀行その他の金融機関に委託するものとする。

(業務方法書)

第二十六条 地方公社の業務方法書に記載しなければならない事項は、建設省令で定める。

2 地方公社は、業務方法書を変更しようとするときは、建設大臣の認可を受けなければならない。

(事業計画及び資金計画)

第二十七条 地方公社は、毎事業年度、事業計画及び資金計画を作成し、事業年度開始前に、都道府県知事等の承認を受けなければならない。

これを變更しようとするときも、同様とする。

2 都道府県知事等は、前項の規定により事業計画及び資金計画を承認しようとするときは、それらの計画中住宅の積立分譲に係る部分につき建設大臣の認可を受けなければならない。

(地方公共団体の長の意見の聴取)

第二十八条 地方公社は、住宅の建設又は宅地の造成をしようとするときは、当該住宅の建設計画又は宅地の造成計画について、あらかじめ、当該住宅の建設又は宅地の造成をしようとする地域をその区域を含む地方公共団体の長の意見をきかなければならない。

第五章 財務及び会計

(事業年度)

第二十九条 地方公社の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。ただし、設立後最初の事業年度は、設立の日に始まり、その後最初の三月三十一日に終わる。

(会計区分)

第三十条 地方公社は、住宅の積立分譲に関する契約に基づく受入金に係る会計を他の会計と区分して経理しなければならない。

2 住宅の積立分譲に関する契約に基づく受入金に係る会計においては、建設省令で定めるところにより、契約の解除による債務の支払に充てるために必要な引当金を保有しなければならない。

(決算)

第三十一条 地方公社は、毎事業年度の決算を翌年度の五月三十一日までに完結しなければならない。

(財務諸表及び業務報告書)

第三十二条 地方公社は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」という。)を作成し、決算完結後二月以内に

都道府県知事等に提出しなければならない。

2 地方公社は、前項の規定により財務諸表を提出するときは、これに、建設省令で定める事項を記載した当該事業年度の業務報告書を添付し、並びに財務諸表及び業務報告書に関する監事の意見をつけなければならない。

(利益及び損失の処理)

第三十三条 地方公社は、第三十条第一項の会計区分に従い、毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、準備金として整理しなければならない。

2 地方公社は、第三十条第一項の会計区分に従い、毎事業年度の損益計算上損失を生じたときは、前項の規定による準備金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(余裕金の運用)

第三十四条 地方公社は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債、地方債その他建設大臣の指定する有価証券の取得

二 銀行への預金又は郵便貯金(建設省令への委任)

第三十五条 この法律に規定するもののほか、地方公社の財務及び会計に關し必要な事項は、建設省令で定める。

第六章 解散及び清算

(解散事由)

第三十六条 地方公社は、次の事由によつて解散する。

一 破産

二 第九条の規定による認可の取消し

(清算人)

第三十七条 地方公社が解散したときは、破産による解散の場合を除き、理事長及び理事がその清算人となる。

2 理事長であつた清算人には第十二条第一項の規定を、理事であつた清算人には同条第二項の

規定を準用する。

(清算事務)

第三十八条 清算人は、地方公社の債務を弁済し、なお残余財産があるときは、これを地方公社に出資した地方公共団体に、出資の額に應じて分配しなければならない。

(民法及び非訟事件手続法の準用)

第三十九条 民法第七十三条、第七十五条、第七十六条、第七十七条第二項(届出に關する部分)に關し、及び第七十八条から第八十三条まで並びに非訟事件手続法明治三十一年法律第十四号(第三十五条第二項、第三十六條、第三十七條ノ二、第三十五條ノ二十五第二項及び第三十八條の規定は、地方公社の解散及び清算について準用する。この場合において、民法第七十五條中「前條」とあるのは、「地方住宅供給公社法第三十七條第一項」と読み替へるものとする。

第七章 監督

(報告及び検査)

第四十条 建設大臣又は都道府県知事等は、必要があると認めるときは、地方公社に対して業務及び資産の状況に關し報告を求め、又はその職員をして地方公社の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(監督命令)

第四十一条 建設大臣又は都道府県知事等は、地方公社の業務の健全な運営を確保し、又は住宅の積立分譲に關する契約をした者を保護するため必要があると認めるときは、地方公社に対してその業務に關し監督上必要な命令をすること

ができる。ただし、建設大臣は、都道府県知事等が必要な命令をすることを怠っていると認められた場合に限り、その命令をすることができ、(違法行為に対する措置)

第四十二条 建設大臣又は都道府県知事等は、第四十条第一項の規定により報告を求め、又は検査を行なつた場合において、地方公社の業務又は会計がこの法律、この法律に基づく命令若しくはこれらに基づく建設大臣、都道府県知事若しくは市長の処分又は定款、業務方法書、事業計画若しくは資金計画に違反すると認めるときは、その地方公社に対して、この法律の目的を達成するため必要な限度において、業務の全部又は一部の停止その他必要な措置を命ずることができ、この場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

2 建設大臣は、地方公社が前項の規定による命令に従わなかつた場合において、やむをえないと認めるときは、第九条の規定による認可を取り消すことができる。

3 建設大臣は、前項の規定による処分をしようとするときは、その地方公社に対し、処分をしようとする理由を通知し、かつ、弁明の機会を与えなければならない。

第八章 雑則

(共同設立)

第四十三条 次の各号の一に掲げる都道府県又は都道府県及び市は、共同して地方公社を設立することができる。

一 二以上の都道府県
二 二以上の都道府県及びそれらの区域内の第八条の市

三 一の都道府県及びその区域内の第八条の市
2 前項第一号の都道府県又は同項第二号の都道府県及び市が共同して設立した地方公社にあつては、第十二条第四項中「建設大臣若しくは都道府県知事(市が設立した地方公社にあつては市長とし、以下「都道府県知事等」という。)」とあり、第二十七条第一項若しくは第三十二条第一

項中「都道府県知事等」とあり、又は第四十条第一項、第四十一条若しくは第四十二条第一項中「建設大臣又は都道府県知事等」とあるのは、「建設大臣」とし、第二十七条第二項、第四十一条ただし書及び第四十二条第一項後段の規定は、適用せず、前項第三号の都道府県及び市が共同して設立した地方公社にあつては、第十二条第四項中「都道府県知事(市が設立した地方公社にあつては市長とし、以下「都道府県知事等」という。)」とあり、又は第二十七条、第三十二条第一項、第四十条第一項、第四十一条若しくは第四十二条第一項中「都道府県知事等」とあるのは、「都道府県知事」とする。

3 前項の場合において、建設大臣又は都道府県知事が第二十七条第一項の規定により事業計画及び資金計画の承認の申請に係る処分をしようとするときは、それぞれ設立団体の長又は設立団体たる市の長の意見をきかなければならない。

(都道府県知事等の経由)

第四十四条 前条第一項第一号の都道府県又は同項第二号の都道府県及び市が共同して設立した地方公社を除き、地方公社がこの法律又はこの法律に基づく命令で定めるところにより建設大臣に提出する申請書その他の書類は、建設省令で定めるところにより、市の市長が設立した地方公社にあつては市長を、その他の地方公社にあつては都道府県知事を経由しなければならない。

2 都道府県知事又は市長は、前項の書類を受け取つたときは、意見を附して、遅滞なく、これを建設大臣に提出しなければならない。

(住宅金融公庫の融資)

第四十五条 住宅金融公庫は、法令及びその事業計画の範囲内において、地方公社の住宅の積立分譲による住宅及びその敷地の供給が円滑に行なわれるよう、必要な資金の貸付けについて配慮しなければならない。

(非課税)

第四十六条 地方公社が、設立の際、直接その本来の業務の用に供する不動産を出資の目的として取得したときは、その取得については、不動産取得税を課することができない。

2 第二十一条第二項に規定する受入額をこえる一定額のうち、その超過金額については、所得税を課さない。

(他の法令の準用)

第四十七条 不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)及び政令で定めるその他の法令については、政令で定めるところにより、地方公社を地方公共団体とみなして、これらの法令を準用する。

第九章 罰則

(罰則) 第四十八条 第四十条第一項の規定により報告を求められて、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした地方公社の役員、清算人又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

2 地方公社の役員、清算人又は職員がその地方公社の業務に関して前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その地方公社に対して同項の刑を科する。

第四十九条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした地方公社の役員又は清算人は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により建設大臣、都道府県知事又は市長の認可又は承認を受けなければならぬ場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第六条第一項の規定に違反して、登記することを怠つたとき。

三 第二十一条に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

四 第三十条、第三十三条、第三十四条又は第三十八条の規定に違反したとき。

五 第三十二条の規定に違反して、財務諸表又は業務報告書を提出することを怠り、又はそれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしてこれを提出したとき。

六 第三十九条において準用する民法第七十九条第一項の規定に違反して、公告することを怠り、又は虚偽の公告をしたとき。

七 第三十九条において準用する民法第七十九条第一項に規定する期間内に債権者に弁済したとき。

八 第三十九条において準用する民法第八十一条第一項の規定に違反して、破産宣告の請求を怠つたとき。

九 第四十一条の規定による命令に違反したとき。

第五十条 第三十二条第二項の規定に違反した者は、一万円以上の過料に処する。

附則

(施行期日) 1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第二十項中建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)第四條第三項及び第七項並びに第四條の二第二項の改正規定は、建設省設置法のの一部を改正する法律(昭和四十年法律第百号)中建設省設置法第四條及び第四條の二の改正規定の施行の日(昭和四十年七月一日)から施行する。

(公益法人の地方公社への組織変更) 2 民法第三十四条の規定により設立され、都道府県又は第八条の市が基本財産たる財産の全部又は一部を拠出して法人で、第二十一条第三項の業務を行なうことを目的とするもの(以下「公益法人」という)は、この法律の施行後二年内に限り、その組織を変更して地方公社となることができる。ただし、当該公益法人が社團法人であるときは、総社員の同意がある場合に限り。

3 前項の規定により公益法人がその組織を変更して地方公社となるには、設立団体となるべき

地方公共団体の議会の議決を経、その公益法人の定款又は寄附行為で定めるところにより、組織変更のために必要な定款又は寄附行為の変更をし、建設大臣の認可を受けなければならない。

4 前項の組織変更は、政令で定めるところにより、地方公社の主たる事務所の所在地において登記をすることによつて効力を生ずる。

5 公益法人が附則第二項の規定により事業年度の中途において地方公社に組織変更した場合における法人税法(昭和四十年法律第 号)の規定及び地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)中法人の事業税に関する規定の適用については、当該事業年度開始の日から組織変更の日までの期間及び組織変更の日の翌日から当該事業年度の末日までの期間をそれぞれ一事業年度とみなす。

6 公益法人が附則第二項の規定により地方公社に組織変更した場合において、当該組織変更に伴い、当該公益法人の名義に係る権利についてする登記名義人又は登録名義人の表示の変更の登記又は登録及び当該公益法人を債務者とする担保権については、債務者の表示の変更の登記又は登録については、登録税を課さない。

7 第二十一条第三項各号の一に該当しない業務を行なうことを目的とする公益法人が附則第二項の規定により地方公社に組織変更した場合において、当該業務に係る不動産に関する権利で政令で定めるものについて、地方公共団体又は地方公共団体が設立した公益法人で、同項各号の一に該当しない業務を行なうものが受ける権利の取得の登記及び政令で定める債務を当該地方公共団体又は当該公益法人が引き受けたことによる担保権の変更の登記については、政令で定めるところにより、登録税を課さない。

8 この法律の施行の際現にその名称中に住宅供給公社という文字を使用している者については、第三条第二項の規定は、この法律の施行後

二年間は、適用しない。

9 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第三十号中「又は日本住宅公社」を「日本住宅公社又は地方住宅供給公社」に改める。

10 新住宅市街地開発法(昭和三十八年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「又は日本住宅公社」を「日本住宅公社又は地方住宅供給公社」に改める。

第三十一条及び第三十二条第一項第一号中「日本住宅公社」の下に「地方住宅供給公社」を加える。

第四十条中「及び日本住宅公社」を「日本住宅公社及び地方住宅供給公社」に改める。

11 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「住宅営団」の下に「地方住宅供給公社」を、「住宅営団法」の下に「地方住宅供給公社法」を加え、同条第十八号中「又ハ住宅営団」を「住宅営団又ハ地方住宅供給公社」に改め、同条第十九号の次に次の一号を加える。

十九ノ二 地方住宅供給公社ガ地方住宅供給公社法第二十一条第一項又ハ第三項第一号乃至第七号ノ業務ニ関シ取得スル建物又ハ土地ニ関スル権利ノ取得又ハ所有権ノ保存の登記

(印紙税法の一部改正)

12 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ三ノ六の次に次の一号を加える。

六ノ三ノ七 地方住宅供給公社ノ発スル証書、帳簿

(所得税法の一部改正)

13 所得税法(昭和四十年法律第 号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中地方公務員の団体の項の次に次のように加える

地方住宅供給公社

14 法人税法の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中地方公共団体の項の次に次のように加える。

地方住宅供給公社

15 附則第二項の規定による組織変更により地方公社となつた法人については、前項の規定による改正後の法人税法の規定は、当該組織変更の日後に終了する事業年度分の法人税について適用し、当該組織変更の日以前に終了する事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

(租税特別措置法の一部改正)

16 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十四号及び第七十五号第二項中「日本住宅公社」の下に「地方住宅供給公社」を加える。

17 地方税法の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第二号中「及び日本開港銀行」を「日本開港銀行及び地方住宅供給公社」に改める。

第七十三条の二第二項中「日本住宅公社」の下に「地方住宅供給公社」を加える。

九の二 地方住宅供給公社ガ地方住宅供給公社法(昭和四十年法律第 号)第二十一条第一項又は第三項第二号に規定する業務の用に供する土地又は住宅の用に供する宅地とあわせて取得し、若しくは造成する国

若しくは地方公共団体が公用若しくは公共の用に供するための土地

第七十三号の七第十二号の二「日本住宅公社」の下に「又は地方住宅供給公社」を加える。

第七十三号の二十四第一項第二号中「日本住宅公社」の下に「地方住宅供給公社」を加える。

第七十三号の二十八の二(見出しを含む)中「日本住宅公社」の下に「又は地方住宅供給公社」を加え、同条第一項中「第九号」の下に「又は第九号の二」を加える。

附則に次の一項を加える。

57 道府県は、地方住宅供給公社法(昭和四十年法律第 号)附則第二項の規定による組織変更により地方住宅供給公社となつた法人が当該組織変更の日以前に取得した譲渡する住宅及び当該住宅の譲渡とあわせて譲渡する土地について、当該法人から当該組織変更の日後最初に譲渡が行なわれた場合における当該不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

18 附則第二項の規定による組織変更により地方公社となつた法人に關しては、前項の規定による改正後の地方税法中法人の事業税に関する規定は、当該組織変更の日後に終了する事業年度分の法人の事業税について適用し、当該組織変更の日以前に終了する事業年度分の法人の事業税については、なお従前の例による。

19 附則第二項の規定による組織変更により地方公社となつた法人に關しては、附則第十七項の規定による改正後の地方税法中不動産取得税に關する規定(同法附則第五十七項の規定を除く)は、当該組織変更の日後に、当該法人が取得し、又は当該法人から譲り受ける不動産の不動産取得税について適用し、当該組織変更の日以前に、当該法人が取得し、又は当該法人から譲り受ける不動産の不動産取得税については、なお従前の例による。

20 (建設省設置法の一部改正)

建設省設置法の一部を次のように改正する。

第十二条 建設委員会會議録第十七号

昭和四十年四月二十七日

【參議院】

一

第三条第二十三号の五の次に次の一号を加える。

二十三の六 地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第 号）の施行に関する事務を管理すること。

第四条第三項中「工業団地造成事業に係るものに関するもの」の下に「同条第二十三号の六に規定する事務のうち地方住宅供給公社の業務で宅地の造成、管理及び処分、水面埋立事業並びに新住宅市街地開発事業に係るものに関するもの」を加え、同条第七項中「同条第二十三号の五の下に及び第二十三号の六」を加える。

第四条の二第二項中「並びに第三条」を「、第三条」に改め、「工業団地造成事業に係るものに関するもの」の下に「並びに第二十三号の六に規定する事務のうち地方住宅供給公社の業務で宅地の造成、管理及び処分、水面埋立事業並びに新住宅市街地開発事業に係るものに関するもの」を加える。

21 昭和四十年六月三十日までの間は、前項の規定による改正後の建設省設置法第三条第二十三号の六に規定する事務のうち、地方住宅供給公社の業務で水面埋立事業に係るものに関するものは都市局において、その他のものは住宅局においてつかさどる。

第十六号中正誤

ベ	段	行	誤	正
一	四	七	符牒	私の符牒
二	二	七	かわり	けれども
三	三	二	私が	私は